

加古川市空き家バンク設置要綱

平成 28 年 1 月 29 日都市計画部長決定

令和 2 年 2 月 25 日一部改正

令和 3 年 3 月 11 日一部改正

令和 6 年 2 月 28 日一部改正

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、加古川市における空き家等について広く情報を発信することにより権利移転等を促進し、もって管理不全となる空き家等の抑制及び定住の促進を図るために設置する加古川市空き家バンクに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 居住を目的として建築され、現在居住又は利用をしていない建築物（近く居住又は利用をしなくなる予定のものを含む。）及びその敷地で、市内に存在するものをいう。
- (2) 所有者等 空き家等に係る所有権その他の権利（以下「所有権等」という。）により当該空き家等の売却、交換又は賃貸を行うことができる者をいう。
- (3) 空き家バンク 空き家等の売却、交換又は賃貸を希望する所有者等から申込みを受けた情報を登録し、当該情報を提供するシステムをいう。

(適用上の注意)

第 3 条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家等の取引を妨げるものではない。

(空き家等の登録申込み等)

第 4 条 空き家バンクに登録しようとする所有者等（以下「申込者」という。）は、空き家バンク登録申込書（様式第 1 号）及び空き家バンク登録カード（様式第 2 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、第 1 項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容を確認し、次の各号の全てに該当する物件と認めるときは、空き家バンクに登録するものとする。

- (1) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年 11 月 27 日法律第 127 号）及び加古川市空家等の適正管理に関する条例に基づく指導、命令等を受けていない空き家等
- (2) 所有者が宅地建物取引業者でない空き家等
- (3) 専属専任媒介契約、専任媒介契約及び一般媒介契約のいずれの契約も締結していない空き家等。ただし、市長が特に権利移転等を促進する必要があると認めるときは、この限りでない。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、空き家バンクの目的に寄与する空き家等

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家バンク登録完了通知書（様式第 3 号）を当該申込者に送付する。

4 市長は、第 2 項の規定による登録をしていない空き家等で、空き家バンクに登録することが適当であると認めるものがある場合は、当該空き家等の所有者等に対して空き家

バンクへの申込みを勧めることができる。

(空き家等に係る登録事項の変更)

第5条 前条第3項の規定による通知を受けた申込者（以下「物件登録者」という。）は、登録内容に変更があったときは、空き家バンク登録変更届（様式第4号）を遅滞なく市長に提出しなければならない。

(空き家等に係る登録事項の抹消)

第6条 市長は、第4条第2項の規定による登録をした空き家等について、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、当該空き家等の登録を抹消する。

- (1) 物件登録者から抹消の申請があったとき。
- (2) 登録内容の変更により、空き家等でなくなったと認められるとき。
- (3) 登録内容に虚偽があったとき。
- (4) 所有者等に移動があったとき。
- (5) 第4条第2項第1号、第2号及び第4号のいずれかに該当しなくなったとき。
- (6) 登録から2年を経過した空き家等について、再調査の結果、市長が継続して登録することが適当でないと判断したとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

2 前項第1号の抹消の申請は、空き家バンク登録抹消申請書（様式第5号）を市長に提出することにより行う。

3 市長は、第1項の規定による空き家等の登録の抹消をしたときは、空き家バンク登録抹消通知書（様式第6号）を当該抹消に係る物件登録者に送付する。

(情報の発信等)

第7条 市長は、空き家バンクに登録された空き家等に係る情報のうち、発信することにより支障がないと認められるものについては、その概要を市のホームページ等により広く公開するものとする。

(空き家バンク登録情報の提供)

第8条 空き家バンクに登録された物件のうち、所有者氏名、住所等の詳細な情報の提供を受けようとする者は、空き家バンク登録情報閲覧申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録情報の閲覧申請があったときは、その内容を確認し、次の各号の全てに該当すると認めたときは、当該申請があった物件の詳細な情報を提供しなければならない。

- (1) 空き家等を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する恐れがないと認められたとき。
- (2) 申請内容に虚偽がないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、空き家バンクの目的に寄与するとき。

(連携及び協力)

第9条 市長は、空き家バンクの運用にあたっては、関係する機関又は団体と連携及び協力し、管理不全となる空き家等の抑制を図るものとする。

(媒介行為等)

第10条 市長は、空き家等の売買、交換又は賃貸の媒介をする行為には一切関与しない。
2 空き家等の交渉、契約等に関する疑義、紛争等は、当事者間で解決するものとし、市長は、これらに一切関与しない。

(個人情報の取扱い)

第11条 空き家バンクを利用する者は、この制度の利用により取得した個人情報(以下「個人情報」という。)の取扱いについて、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報を不当な目的のために利用しないこと。
- (2) 個人情報が流出し、又は滅失することのないよう適正に管理すること。
- (3) 保有する必要がなくなった個人情報を適切に廃棄すること。
- (4) 個人情報の漏えい、き損、滅失等の事案が発生した場合は、速やかに市長に報告し、その指示に従うこと。

(暴力団等の排除)

第12条 加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員であると認められる者は、空き家バンクを利用することができない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。ただし、第7条及び第8条の規定は平成28年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。